

令和8年度大田区産後ドゥーラ養成講座助成金交付事業募集要領

令和8年2月26日7こ子発第14385号
改正 令和8年3月30日7こ子発第14875号

1 目的

当事業は、大田区産前産後家事・育児援助事業（にこにこサポート）実施要綱（令和3年6月14日3子家セ発第10480号区長決定）に基づく家事・育児援助サービスにおいて、サービスを提供する産後ドゥーラの担い手を育成し、大田区内で活動する産後ドゥーラを確保するとともに、サービスの質をより一層向上させるため実施する。

この募集要領は、産後ドゥーラの資格取得における負担軽減及びにこにこサポートの支援員として活動を促進することを目的として、令和8年度の募集内容を定める。

2 助成対象者

助成の対象者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 一般社団法人ドゥーラ協会（以下「協会」という。）が実施する産後ドゥーラ養成講座第34回または第35回を受講すること。
- (2) 産後ドゥーラの資格を取得すること。
- (3) 区指定事業者と短期雇用契約書及び雇用契約書を締結すること。
- (4) 大田区産前産後家事・育児援助事業（にこにこサポート）実施要綱の内容及び本事業実施目的を理解すること。
- (5) 年間活動目標時間（200時間）を踏まえ、産後ドゥーラ認定後3年間、大田区内でにこにこサポートの産後ドゥーラとして活動すること。
- (6) 区市町村税を滞納していないこと。

3 助成対象経費及び助成金額

(1) 助成対象経費

協会が実施する産後ドゥーラ養成講座の受講料及び認定料

(2) 助成金額

1人につき21万円

4 申請方法

(1) 養成講座申込

協会が実施する産後ドゥーラ養成講座への受講申し込みを助成希望者自身で行うこと。
なお、養成講座の申込にあたっては、プレ説明会に参加することが必須となる。

(2) 事前登録申請

大田区ホームページから電子申請にて事前登録を行うこと。

(3) 養成講座の受講及び資格取得

助成を受けるには、養成講座の修了及び資格取得が条件になる。

(4) 交付申請

協会から「産後ドゥーラ養成講座修了証」が発行された後、区指定事業者と雇用契約を

結ぶ。

必要書類を以下担当まで郵送または持参にて、提出をする。

[必要書類]

- ・産後ドゥーラ養成講座修了証の写し
- ・振込口座がわかるもの（通帳等）の写し
- ・本人確認書類（運転免許証等）の写し
- ・区提携事業者との短期雇用契約書及び雇用契約書（雇用期限の定めなし）の写し
- ・大田区産後ドゥーラ養成講座助成金交付申請書（第3号様式）
- ・前年度の納税証明書又は非課税証明書（区外に住所を有する者に限る。）

[担当]

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 3階

子育て支援課 子育て支援担当（こども家庭支援）

03-5744-1778（平日8：30～17：00）

（5）助成の決定

区が申請内容を審査し、適当と認めるときは大田区産後ドゥーラ養成講座助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不適当と認めるときは大田区産後ドゥーラ養成講座助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

（6）助成金の振り込み

区が大田区産後ドゥーラ養成講座助成金交付決定通知書（第4号様式）を発行後、2週間程度で助成金を指定口座に振り込む。

5 申請期間

（1）事前登録申請

令和8年4月1日9時から令和9年2月26日17時まで

（2）交付申請

事前登録申請後から令和9年3月31日17時まで

※令和9年3月31日17時までに提出ができない場合は、事前に担当まで連絡すること。

6 注意事項

- （1）当申請は、1人につき1回限りとする。
- （2）他自治体等で実施している産後ドゥーラ養成講座助成金との併用をすることはできない。

7 助成金の承認取り消し及び返還

以下に該当する場合は、承認の取り消し及び当該助成金の全部または一部の返還を求めることがある。

- （1）虚偽の申請により、不正に助成金の承認を受けたとき。
- （2）助成後、3年間「ここにこサポート」の支援員として、年間活動目標時間（200時間）に対し、著しく活動時間数が少なかったとき。
- （3）その他区長が認めるとき。